

やさしさと躍動の
ふれ愛タウンとよころ



第5次
豊頃町まちづくり総合計画

《令和3年度 ⇒ 令和12年度》

北海道豊頃町

『やさしさと躍動の ふれ愛タウンとよころ』 をめざして



豊頃町は、十勝開拓の玄関口として発展して以来、140年が経過しました。こうした中、社会・経済情勢の目まぐるしい変化や急激な人口減少への対応を図るため、地方が主体となる地方創生などにより、移住・定住化の促進や関係人口の創出など、地域活性化に取り組んでまいりました。

このような時代背景の中、まちの将来像を明確にし、その達成に向けて、町民・団体・行政などが行動するための指針として「第5次豊頃町まちづくり総合計画」を令和3年度から令和12年度までの10年間を期間として策定いたしました。

本町には大自然と豊かな資源があり、今日まで子々孫々伝えられた「報徳のおしえ」は、先達のたゆまぬ努力と惜しみない汗によって創られ、本町のかげがえのない貴重な財産となりました。

この教えの先にある町民と行政が協働して町づくりに取り組む「協働のまちづくり」を大切にしながら、第3次豊頃町総合開発計画で定めた「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」をテーマに、町民一人ひとりが安心して未来に夢を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

策定期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町民の皆様から広くご意見をお聞きする場を設けることができず、地域を代表される方々から貴重なご意見をいただきました。厚くお礼申し上げますとともに、コロナ禍の中、慎重にご審議をいただき答申いただきました「ふれ愛タウン推進会議」委員並びに議会議員各位に敬意を表しごあいさついたします。

令和3年3月

豊頃町長 宮 口 孝

町名・町章の由来



町名は、アイヌ語の「トエコロ」が語源で、その意味は「大きなフキが生えていたところ」といわれています。

町章は、トヨコロの文字を中心から抽象化して図案化し、外の円で平和、親和、協力、団結を、中の三重円で太平洋と十勝川の波紋を表現し、豊頃町の限りない躍進を表しています。

豊頃町民憲章

わたくしたちは、故郷の母なる大河十勝川の流れるところ——その大海原をのぞむ、十勝発祥の地に働くよろこびに生きる、豊頃の町民です。

わたくしたちは、先人のたくましい開拓精神と、報徳のおしえをうけつぐことをほこりとし、この町民憲章を定めます。

いまを充実させ、未来を発展させるために。

- 1 健康で、明るい町をつくりましょう。
- 2 自然を愛し、生産を高め、豊かな町をつくりましょう。
- 3 きまりを守り、安全で住みよい町をつくりましょう。
- 4 お互いの立場を理解し、助け合って、しあわせな町をつくりましょう。
- 5 文化を高め、未来に夢をもつ町をつくりましょう。

(昭和 42 年 10 月 1 日制定)

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 計画の性格と役割	4
4 計画の管理	4
5 SDGsへの対応	5
第2章 豊頃町の現状と課題	6
1 豊頃町の現状	6
2 まちづくりの課題	12
第2編 基本構想	17
第1章 豊頃町の将来像	18
1 目指す将来像	18
2 将来像実現に向けた分野目標	19
第2章 人口の目標	20
1 総人口及び年齢構成	20
2 就業構造	22
第3編 基本計画	25
第1章 快適で魅力あるまちづくり	26
1 計画的なまちづくり	26
2 利便性のある交通通信基盤の整備	30
3 安心して暮らせるまちづくり	36
4 快適で美しい環境のまちづくり	50
5 自然を生かした公園の整備と景観の形成	62
6 定住・移住促進対策の推進	66

第2章 豊かな資源を生かしたまちづくり.....68

- 1 活気に満ちた持続可能な農業の推進68
- 2 海の幸をつくり育てる漁業の推進76
- 3 緑豊かな郷土を守る林業の推進82
- 4 親しみと賑わいのある商工観光の推進84
- 5 豊かな資源を継承していく環境づくり90

第3章 躍動感あふれる人づくり92

- 1 充実感と生きがいのある生涯学習の推進92
- 2 まちの活性化を図る地域間交流の推進102

第4章 健康で心ふれあうまちづくり106

- 1 子育てしやすいまちづくり.....106
- 2 健やかでいきいきと暮らせる環境づくり110
- 3 とともに支え合うしあわせなまちづくり114

第5章 みんなが力を合わせるまちづくり.....124

- 1 町民参加によるまちづくりの推進124
- 2 明日を支える行財政の充実.....128

参考：各施策とSDGs133

付属資料135

第4編 実施計画（令和3年度⇒令和7年度）（別冊）

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町は、第3次豊頃町総合開発計画（平成10年度から平成21年度までの12年間）で定めた町の将来像『やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ』を普遍的なものとして踏襲し、第4次豊頃町まちづくり総合計画（平成22年度から令和2年度までの11年間）を策定し、豊頃町ならではのまちづくりに取り組んできました。

総合計画は、地方自治体が策定する各種計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、地方自治法により、全ての地方自治体において、議会の議決を経て「基本構想」を策定することが義務付けられていましたが、平成23年に地方自治法の一部が改正され、策定義務がなくなりました。

しかし、本町では、総合計画の重要性を踏まえ、平成26年9月に「豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例」の一部を改正し、「基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止」を議決すべき事件に追加しています。

本第5次総合計画の策定に当たっては、町民アンケートや各種団体・地域との意見交換、第4次豊頃町まちづくり総合計画の評価・検証などを実施し、町民ニーズや町の課題の把握を行いました。

これらを十分に踏まえながら、子育て世代や若者、高齢者など全世代が安心して住み続けたいと思う町を町民とともに築いていくため、第5次豊頃町まちづくり総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、「総論」「基本構想」「基本計画」「実施計画」の4編で構成します。

総論 計画の趣旨を明確にするとともに、基本的な考え方などを示します。

基本構想 長期的な展望に基づき、目指す将来像などを示すものです。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

基本計画 基本構想に基づき、分野ごとに主要施策や成果指標などを示すものです。計画期間は、基本構想と同じく10年間としますが、前期基本計画を令和7年度まで、後期基本計画を令和12年度までの各5年間とし、前期基本計画終了時に見直しを行います。

実施計画 基本計画に掲げられた施策を実施するため、具体的な事業を定めるもので、別途策定します。財政計画や個別計画との整合性を図りながら5年間の計画とし、毎年度ローリング方式^{※1}で計画の見直しを行います。

【 計 画 期 間 】



※1 毎年転がすように定期的に見直す手法。

3 計画の性格と役割

本計画は、次のような性格と役割を持つ計画として策定しました。

●まちづくりの最上位計画

町全体の方向性を示すとともに、各種個別計画の柱となる、まちづくりの最上位計画です。

●町民と行政との協働のまちづくりの指針

町民と行政とが町の将来像やその実現のための取組みを共有し、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりの指針となるものです。

●行財政運営の基本方針

限りある財源を効果的に活用するための指針となるとともに、国や北海道、周辺市町村に対し、本町のまちづくりに対する考え方を示すものとなります。

4 計画の管理

本計画は、令和12年度を目標とする長期計画のため、計画の進行状況を確認する進行管理を行います。

基本計画は、前期基本計画終了時に評価・見直しを行い、実施計画については、毎年度ローリング方式で調整を図るものとしますが、予測を超える社会情勢の変化により、計画内容を見直す必要性が生じた場合は、その時点で改定を図るなど弾力的に対応します。

5 SDGsへの対応

平成27年の国連サミットにおいて、SDGs（エス・ディ・ジーズ）^{※2}が採択され、世界各国が協調し、共通目標の達成に向けた取組みが進められています。

本計画の推進に当たっても、このSDGsの理念を踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。



^{※2} Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

第2章 豊頃町の現状と課題

1 豊頃町の現状

(1) 町のあゆみ

本町は、明治13年(1880年)に十勝5郡の戸長役場が大津に置かれてから、140周年を迎えた十勝発祥の地です。

当時の大津地区は、戸長役場の設置によって十勝における行政上の中心的存在となっており、また、函館と十勝を結ぶ諸物資輸送や十勝内陸地帯の開拓地に入植する移住者の交通上の要衝として発展していました。

本町内陸部の開拓は、明治25年に富山県人によって始められ、明治30年には二宮尊親率いる福島県人が二宮農場を開墾しています。

二宮尊親の祖父「二宮尊徳」の報徳のおしえをよりどころとした開拓精神は、今なお受け継がれ、本町発展の礎となっています。

昭和30年、町村合併により大津村の一部を豊頃村に編入することとなり、昭和40年には町制が施行されました。

しかし、人口は昭和30年をピークに次第に減少し、昭和45年には過疎指定町村となり、旧大津村地区が山村振興地域に指定されています。

このように、本町の大津地区は、十勝開拓の玄関口として、また漁業の拠点基地として発展し、内陸部は農業を中心とする第1次産業を基軸に発展してきました。

(2) 位置・地勢等

本町は、十勝地方の東南端に位置し、東は十勝川及び丘陵を隔てて浦幌町に、西は低い分水嶺によって幕別町に、北は十勝川河岸の平地を横切って池田町及び幕別町に、南西部は大樹町にそれぞれ隣接し、東南端は太平洋に臨んでいます。

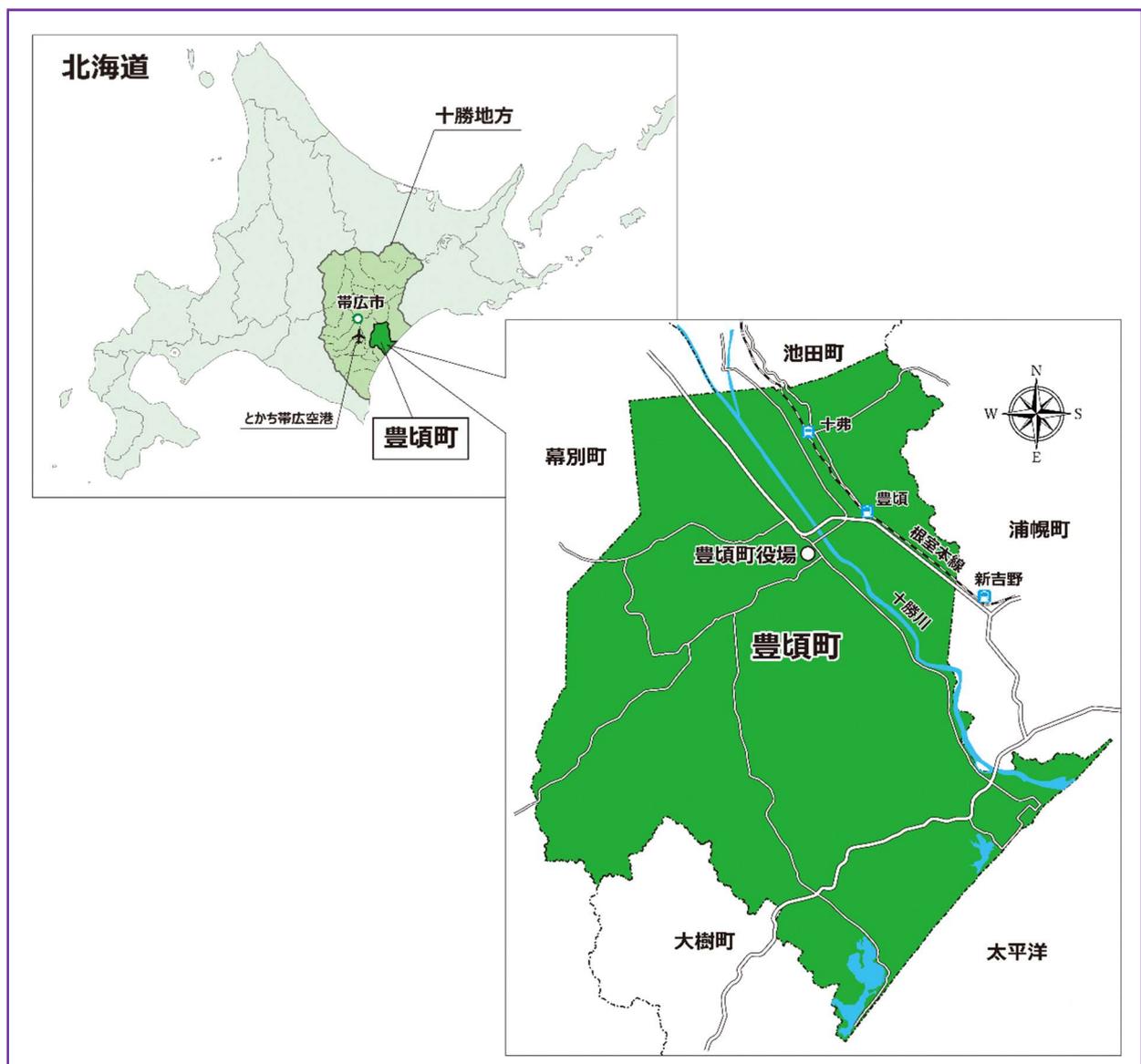
総面積は536.71 km²で、東西34 km、南北35 kmの広がりを持ち、十勝平野の中心河川である十勝川が中央部を縦貫しています。また、十勝川の蛇行によって残された三日月湖と大小の沼が流域に点在しています。

気象は、内陸部では昼夜の寒暖差が激しい大陸性気候で、夏は比較的高温、

冬は低温・乾燥の日が続き、平均気温は夏で約 20℃、冬はマイナス 10℃前後で、秋から春にかけて晴天日が非常に多いドライゾーン^{※3}となります。南部は太平洋の影響で、夏季に海霧の発生があり、雨量は少なく、積雪量は沿岸で 20 cm、内陸で 50 cmと少ない反面、凍結深度は 1 m に達します。

地勢は、町の中央部を流れる十勝川の河岸段丘と、西部地域の標高約 330 mを最高とする低丘陵地で形成されており、十勝川とその支流沿いに肥沃な農地が広がり、丘陵部は豊かな森林地帯となっています。

豊頃町の位置と概要



※3 乾燥地帯。

(3) 人口の状況

① 人口構造

本町の人口は、国勢調査によると、昭和30年の10,725人をピークに減少の一途をたどり、60年後の平成27年には3,182人となり、約70%減少しています。

また、年齢別の構成では、高齢者人口（65歳以上）が1,206人、37.9%と増加している一方、年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳）及びその比率は年々減少し、少子高齢化が進んでいます。

総世帯数は、1,362世帯で、核家族化や若者単身者世帯、高齢者世帯の増加により、人口の急激な減少に比べ緩やかに減少しています。

人口及び世帯数等の推移（国勢調査） （単位：人、%）

年	総人口	男	女	世帯数 (戸)	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
平成7年	4,519	2,190	2,329	1,507	1,008	22.3
平成12年	4,164	1,996	2,168	1,471	1,109	26.6
平成17年	3,732	1,792	1,940	1,417	1,133	30.4
平成22年	3,394	1,620	1,774	1,376	1,158	34.1
平成27年	3,182	1,523	1,659	1,362	1,206	37.9

② 就業構造

本町は、農林水産業などの第1次産業を基幹産業として発展してきましたが、国勢調査によると、人口の減少とともに就業者総数も大幅に減少しています。

産業別の構成では、第1次産業と第2次産業の比率が徐々に低くなる一方で第3次産業の比率が高くなり、第1次産業との差がなくなっています。

また、第2次産業では、20年前の平成7年と比較すると半分以下に減少しており、インターネットや通信販売による商品購入など消費者行動の変化により、商業の衰退、商店街の空洞化が進んでいます。

産業別就業者数の推移（国勢調査）

（単位：人）

年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業者総数
平成7年	1,108	465	920	2,493
平成12年	976	426	879	2,281
平成17年	862	284	858	2,004
平成22年	827	200	796	1,823
平成27年	775	193	773	1,741

（4）財政の状況

本町の財政状況について、平成27年度から令和元年度までの5年間の決算額の状況を分析すると、一般会計では「葬斎場建設」や「まちなか活性化拠点施設整備事業」等の建設事業を実施した平成28年度及び平成29年度を除くと、ほぼ横這いで推移していますが、特別会計では、国民健康保険の都道府県化に伴う財源構造の見直し、高齢者の増加に伴う後期高齢者医療費の伸び、町立医院等の診療報酬の減少、簡易水道及び下水道では、経営戦略計画に基づく設備改修による増加がみられますが、特別会計全体では減少傾向にあります。

なお、各予算科目における年度ごとの増減については、その年度の施策等により不規則に増減しています。

歳入における自主財源は、事業所得による個人町民税及び法人の償却資産取得による固定資産税が伸びており、また、平成28年度から始まった「ふるさと応援寄附金制度」による寄附収入額も伸びたため、歳入全体に占める割合が、平成27年度の約15%から令和元年度では20%程度に上昇していますが、依然として低い水準にあります。

一方、依存財源については、地方交付税がこの5年間で1割以上減少しており、国・道支出金は施策・事業により増減はあるものの、全体の約80%を占めていることから、歳入構造から本町の財政をみると、自主財源より依存財源の割合が大幅に上回り、財源を国や北海道へ依存している状況が続いています。

歳出では、ふるさと応援寄附金制度及び消費税率改正による影響もあり、

需用費等による物件費が増加し、また、障がい福祉サービス利用者の増加による自立支援給付費等の扶助費においても増加している状況です。

公債費（借金の返済）については、毎年度5億円程度を返済していますが、歳出総額に占める割合は、毎年度約1割となっており、今後、施設にかかる償還が始まるため、実質公債費比率が上昇することが予想されます。

地方債残高（借入残高）は、毎年度の返済に加え、財源確保に努め、借入額の抑制などにより、年々減少傾向にあります。

基金（預金）は、平成28年度からのふるさと応援寄附金制度による積立及び第6次行政改革大綱の推進により、平成29年度末には50億円台まで増加しています。

歳入歳出決算額や地方債残高、基金残高、財政指標を総合的に分析すると、本町の財政は健全な状態を維持しているといえます。

年度別歳入歳出決算額の状況（一般会計及び特別会計総額）

年度	一般会計		特別会計	
	歳入	歳出	歳入	歳出
平成27年度	48億3,669万円	46億9,465万円	17億4,285万円	16億6,561万円
平成28年度	51億8,571万円	50億9,331万円	17億1,351万円	16億2,722万円
平成29年度	52億1,432万円	51億1,725万円	16億8,636万円	16億0,104万円
平成30年度	47億0,023万円	45億8,352万円	16億0,387万円	15億6,153万円
令和元年度	47億8,834万円	46億8,376万円	15億8,763万円	15億3,711万円

年度別地方債残高の状況

年度	一般会計	特別会計			合計
		医療施設	簡易水道	公共下水道	
平成27年度	47億5,407万円	744万円	10億5,333万円	11億2,423万円	69億3,907万円
平成28年度	48億5,783万円	0万円	9億8,773万円	10億7,105万円	69億1,661万円
平成29年度	49億3,097万円	0万円	9億5,914万円	10億1,133万円	69億0,144万円
平成30年度	49億2,029万円	0万円	9億6,604万円	9億3,147万円	68億1,780万円
令和元年度	47億8,536万円	0万円	9億7,249万円	9億2,888万円	65億8,673万円

年度別基金残高の状況

年 度	一般会計	特 別 会 計		合 計
		国民健康保険	介護保険	
平成27年度	46億0,066万円	2,129万円	3,861万円	46億6,056万円
平成28年度	47億8,793万円	4,320万円	3,740万円	48億6,853万円
平成29年度	49億4,078万円	7,741万円	4,290万円	50億6,109万円
平成30年度	49億6,923万円	1億2,642万円	4,557万円	51億4,122万円
令和元年度	49億7,575万円	1億4,170万円	4,273万円	51億6,018万円

財政指標の状況

年 度	実質公債費比率 ^{※4}	経常収支比率 ^{※5}	財政力指数 ^{※6}
平成27年度	9.0%	77.4%	0.184
平成28年度	8.9%	79.9%	0.205
平成29年度	8.4%	82.7%	0.217
平成30年度	7.5%	84.4%	0.224
令和元年度	7.0%	84.1%	0.228

※4 町税や交付税などのうち、借金の返済にどれくらい使われているかを示す値。この値が一定以上になると、借金をするとき国から制限がある場合があるほか、借入れすることができなくなる。

※5 町税や交付税などの経常的な収入のうち、毎年決まっている必要な経費（人件費・維持補修費など）の割合で、この数値が低いほど自由に使えるお金が多いことになる。

※6 その町の規模で標準的な行政を行うに当たり、自らの収入で賄うことができる割合。「1」に近いほど国から自立した町だといえ、それを超えると普通交付税が交付されなくなる。

2 まちづくりの課題

① 人口減少・少子高齢化への対応

重点課題

国立社会保障・人口問題研究所が平成29年4月に公表した日本の将来推計人口は、2053年（令和35年）には1億人を割り、2065年（令和47年）には8,808万人にまで減少し、国民の2.6人に1人（38.4%）が65歳以上の高齢者になると推計されています。

本町においても、今後、人口は急速に減少を続け、2030年（令和12年）には2,311人、2045年（令和27年）には1,622人となり、2015年（平成27年）から約49%減少するものと推計されています。

人口減少は、経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下をはじめ、町民生活の様々な分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、町民と地域、行政が一体となって、子どもを生き育てやすい環境づくりや保健・医療・福祉の充実、誰もが住みたくなる生活環境づくり、雇用の場の確保や移住の促進など、人口減少や少子高齢化に対応した多様な取組みを行うことが必要です。

② 更なる情報化の推進と技術革新の利活用

インターネットの飛躍的な進展とスマートフォンやタブレット^{*7}などの普及により、世界中の最新情報をリアルタイムでみることや、SNS^{*8}を通じて多くの人とつながることが可能になるなど、ICT^{*9}を活用した情報化は、日常生活の利便性と豊かさを向上させました。

また、光回線網などの情報通信基盤は、新型コロナウイルス感染症対策を機に、オンライン授業やテレワーク、リモート会議などを導入する企業、団

^{*7} パネル上で指先や専用のペンを使い操作することができる板状・薄型のコンピュータ。

^{*8} Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

^{*9} Information and Communications Technology の略。情報通信技術。

体が増えるなど、教育や産業、福祉、行政等の幅広い分野で、その活動を支える重要なインフラ^{※10}となっています。

今後は、利便性の一層の向上に向け、情報通信基盤の充実のもと、更なる情報化を推進するとともに、来たるべき新たな社会（Society 5.0^{※11}）を見据え、ロボットやAI^{※12}、IoT^{※13}などの技術革新の利活用を進めていく必要があります。

③ 防災・防犯体制の強化 **重点課題**

近年、全国各地で大規模地震や台風、過去に経験したことがないような大雨、集中豪雨などによる自然災害の発生、新型コロナウイルスや鳥インフルエンザなどの国境を越えた感染症の拡大、特殊詐欺の増加など、人々の命や生活、経済活動等を脅かす問題が頻繁に発生し、住民の安全・安心に対する意識が高まっています。

本町においても、平成28年の豪雨災害や平成30年の北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえた防災・減災対策、特殊詐欺対策等に取り組んでいますが、今後も自助・共助・公助による防災・防犯体制を強化し、災害に強く、犯罪のない、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

④ 環境保全・エネルギー対策の推進

温室効果ガスによる地球温暖化の進行は、生態系の崩壊や異常気象の発生など、深刻な影響を及ぼし、世界的な脅威となっているほか、国や地域を越えた様々な環境問題が発生しています。

このため、環境問題は、地球規模で早急に取り組まなければならない課題

※10 インフラストラクチャー（infrastructure）の略。社会生活や産業の基盤となる施設。

※11 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※12 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※13 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

となっており、国・北海道・市町村においてもその対応が求められています。

一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、環境・エネルギー問題を身近なものとしてとらえ、環境に配慮した行動を実践するとともに、太陽光やバイオマス^{※14}などの資源を生かした再生可能エネルギーの導入を図りながら、温室効果ガスの排出抑制を進め、豊かな自然環境と生活環境を守っていく必要があります。

⑤ 基幹産業の振興 **重点課題**

農林水産業などの第1次産業は、本町の基幹産業として経済を支える大きな柱ですが、TPP11^{※15}などの貿易自由化の影響をはじめ、後継者不足による担い手の減少や高齢化、産地間競争の激化などにより、経営に対する不安感や不透明感が増大し、生産額が減少するなど、非常に厳しい状況に置かれています。

このため、今後も国や北海道の施策と連携しながら、産業を支える人材の育成をはじめ、近年の環境変化に即した多面的な支援施策を推進し、活力ある産業振興に取り組む必要があります。

⑥ 地域間交流の推進

交通網や情報通信網など、様々なネットワークの発達により、姉妹都市や友好都市、ふるさと会等との多様な交流と、報徳のおしえを通じた「互産互生」による交流が、活発に行われるようになりました。

こうした交流は、物的交流から人的交流、生活の交流と発展していくことにより、それぞれの地域の魅力や地域資源を再発見する機会にもなります。

町民と地域、行政がこれらの情報を共有しながら、地域経済の活性化、観光の振興、人的交流の推進など、地域商社を活動拠点に各種事業に継続的に

^{※14} 木材や家畜排せつ物、食品廃棄物など、生物から生まれた資源。

^{※15} 環太平洋経済連携協定。11か国の協定となったため、「11」をつけて名付けられている。

取り組み、地域の活性化や地域経済への波及、交流人口の増加に結び付けていくことが必要です。

⑦ 国際化への対応

物・人・情報・資金などの国境を越えた交流が更に活発化し、あらゆる分野で国際化が急速に進展しています。

本町では世界的にも有名になった「ジュエリーアイス」効果により、外国人観光客の増加が見込まれています。

また、外国人技能実習生の受入れも増えており、改正出入国管理法により、更に増加することが予想されます。

こうした状況を踏まえ、感染症などの対策に配慮した中で、外国人観光客が訪れやすい環境づくりや外国人が暮らしやすい環境を整備するとともに、世界で活躍できる人材の育成など、あらゆる分野で国際化への対応を進めていく必要があります。

⑧ 多様な主体との連携による協働のまちづくり

これまで積み重ねてきた町民と行政との協働のまちづくりを更に発展させ、みんなが互いに支え合うまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりの主体的な活動はもとより、地域や団体、NPO、民間企業等と行政との協働がますます重要になってきます。互いに情報を共有し、それぞれの役割分担を明確にした上で、「自助・共助・公助」の社会システムを確立していくことが必要です。

また、人口減少や高齢化の進行、単身世帯の増加等により、町民同士の関わりが希薄になり、地域の互助機能が低下し、コミュニティの維持が困難になってきている地域もありますが、一方で自主防災組織の設立やコミュニティスクール^{※16}により、お年寄りの安否確認や子どもの安全確保、災害時に備えた地域防災などの活動が行われています。

^{※16} 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

今後も、町民をはじめ地域や団体、産官学金労言などの関係機関や民間企業などの多様な主体と連携し、コミュニティの再生と協働のまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

⑨ 自主的かつ効率的な自治体運営の推進

地方分権が進展する中、これからの地方自治体には、地域を取り巻く課題に対して、自らの責任と判断によって行動し、個性豊かなまちづくりを進めるとともに、地域の自主性・自立性を高めていくことが求められます。

また、一方で地方交付税や補助金などの依存財源が減少傾向にある中、地方自治体においては、自主財源の確保に努めながら財政基盤等の充実を図り、より効率的で効果的な自治体運営を進めていくことが必要です。

⑩ 広域行政・連携の推進

人々の生活圏の拡大や生活様式の多様化等に伴い、行政課題がますます複雑・多様化、広域化する中、一自治体では解決が難しい課題に対応するため、圏域や近隣市町村との広域連携による効率的な自治体運営が求められています。

十勝管内においては、19市町村で構成する十勝圏複合事務組合で、教育研修センターの運営や市町村税の滞納整理、ごみ・し尿などの共同処理を行っているほか、同じ19市町村で十勝定住自立圏^{※17}を形成し、中心市である帯広市の都市機能を生かした連携事業を進めていますが、今後も、より質の高い行政サービスの提供と自治体運営の一層の効率化に向け、医療や福祉、社会資本など広域で連携できる分野について、積極的に情報交換や共同研究を進めていく必要があります。

^{※17} 定住自立圏とは、圏域の中心市と近隣の市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域連携の取組みであり、十勝定住自立圏では、平成23年度に、中心市である帯広市と圏域18町村が協定を締結し、各種連携事業を行っている。